

# 令和5年度 千葉市トライアル発注認定事業

## 募集要項

令和5年6月  
千葉市

### 【申請書類の提出締切り】

**令和5年7月31日（月）まで【必着】**

申請に必要な様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>)

### 【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

電話 043-245-5284

FAX 043-245-5590

E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

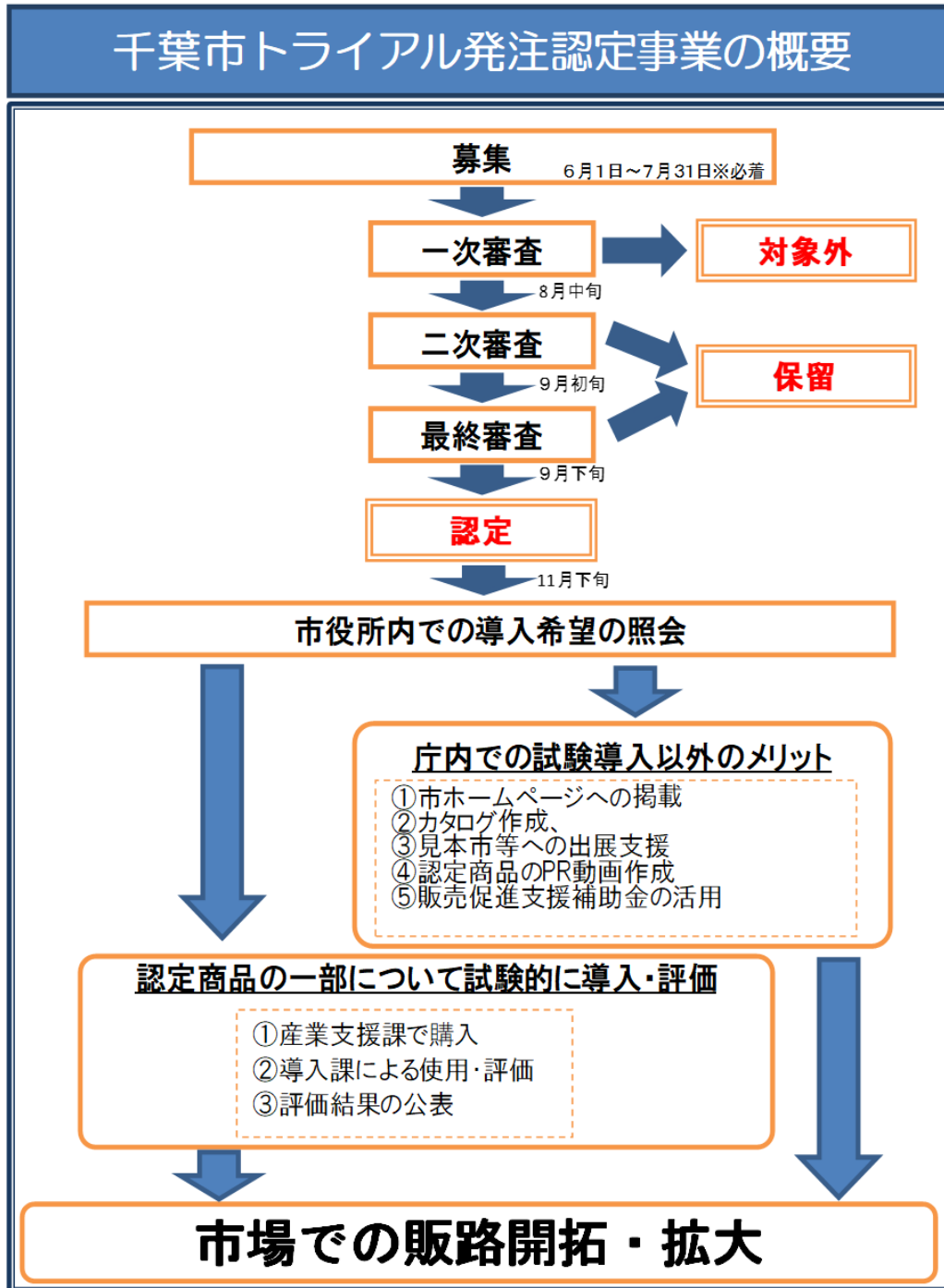
— 目次 —

1	事業の概要	P 2
2	認定等の区分	P 3
3	認定のメリット	P 3
4	認定期間	P 4
5	新製品（物品）と新役務（サービス）について	P 4
6	対象となる製品・役務	P 4
7	認定対象者	P 6
8	スケジュール	P 8
9	申請書類及び申請方法	P 9
10	提出先・お問い合わせ先	P 10
11	留意事項	P 10
12	認定の取消し	P 10
13	認定事業者からの声	P 12

## 1 事業の概要

市内の中小企業等が開発し、製造又は提供する優れた新製品（物品）又は新役務（サービス）を千葉市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援することを目的に実施するものです。

なお、認定商品の一部については、市が試験的に導入を行います。



## 2 認定等の区分

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもの。
保留	二次審査又は最終審査を通過しなかったもの。
対象外	一次審査を通過しなかったもの。

## 3 認定のメリット

- 認定された新商品等（新製品又は新役務）は、千葉市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成、認定商品のPR動画作成、見本市等への出展支援、販売促進支援補助金など、市が販路開拓の支援を行います。
- 認定商品は、その認定期間中、千葉市の機関が競争入札制度によらない随意契約で、購入することができます。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）
- 認定商品の更なる販売促進に向けた販売促進支援補助金を新設し、広告掲載等の費用を補助します。今年度は、令和3年度認定商品が対象です。
- ※ 認定が新商品等の購入を約束するものではありません。
- ※ 市の機関と随意契約できるのは、千葉県トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。
- ※ メリットについて、「認定事業者からの声」をP12に掲載しているのでご覧ください。

### 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

<略>

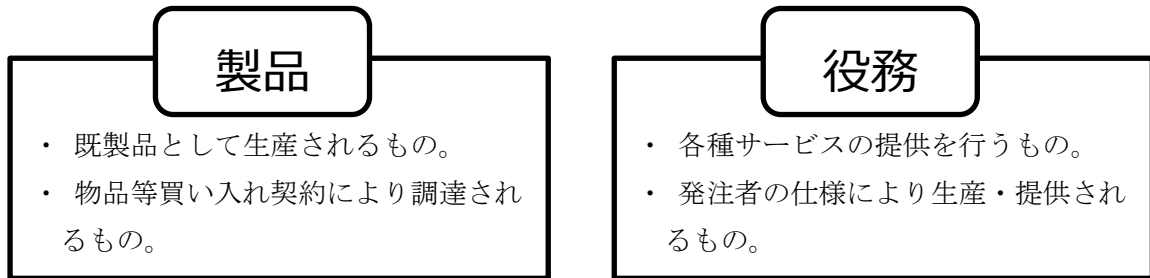
四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

## 4 認定期間

認定通知日から2年を経過する日の属する年度末（令和8年3月31日）までです。

## 5 新製品（物品）と新役務（サービス）について

新製品（物品）・新役務（サービス）のいずれかの区分を選択して申請してください。



（参考）

- ※ 製品単体で動作するソフトウェアなど、製品のみで機能・性能の提供が可能なものは、製品（物品）に区分されます。
- ※ 製品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務（サービス）に区分されます。

## 6 対象となる製品・役務

以下の要件をすべて満たすものとします。（千葉市トライアル発注認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条及び第3条）

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品並びに過去に申請した実績がある同一商品（※）は除きます。

- ※ 「過去に申請した実績がある同一商品」は、原則対象外となりますが、当該商品に機能が付加されるなど、商品の品質が大幅に向上したと認められる場合は対象となります。

### 新製品（物品）・新役務（サービス）の要件

- （1）自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品であること。  
または、自ら開発し、千葉市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- （2）申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- （3）市場性が見込まれる製品又は役務であること。
- （4）地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

※商品例：ニューノーマルに対応する商品、防災対策に資する商品、SDGsに配慮した商品、カーボンニュートラル（脱炭素）に配慮した商品等（商品例示に限らず、要件を満たす新製品・新役務であれば申請可能です。）

### 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- 一 新商品の生産等の目標
- 二 新商品等の内容
- 三 新商品の生産等の実施時期
- 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 7 認定対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。(実施要綱第4条)

- (1) 市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税（延滞金を含む）の滞納がない者
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定までの期間において、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく入札参加資格の停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

### 「市内に実質的な主たる事業所を有する」とは

以下の要件のいずれかを満たす場合です。

- (1) 市内に登録された本店（本社）があり、かつ、会社概要・商品カタログ・ホームページ等の記載から、一貫して本店（本社）が市内にあると見受けられること。
- (2) 市内事業所における法人事業税の分割基準の割合が最も高いこと（この場合、直近の確定申告書類第6号及び第10号様式の写しを併せてご提出ください。これらの書類が無い場合は、市内に実質的な主たる事業所を有することがわかる書類をご提出ください）。
- (3) 個人事業主の場合は、住民票記載事項証明書と確定申告書により市内に主たる事業所を有すると認められること。

### 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

### 千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。



## 8 スケジュール

※ 日程は、状況により変更する場合があります。

### (1) 認定申請書の作成・提出【締切り：令和5年7月31日（月）必着】

・申請書の項目をすべて記載し、添付書類と併せて提出してください。

### (2) 審査

#### ①一次審査（書類審査）【8月中旬】

・提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。

※審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに関する資料等の提出を求める場合があります。

⇒対象要件を満たしていないものは、「対象外」に分類されます。

#### ②二次審査（書類審査）【9月初旬】

・一次審査を通過したものを対象に、商品の「新規性・独自性・優位性」について、千葉市産業振興財団による審査を行います。なお、通過しなかったものは、「保留」扱いとなります。

⇒二次審査を通過した申請者には、最終審査の日程をお知らせします。

#### ③最終審査（審査会によるプレゼンテーション審査）【9月下旬】

・二次審査を通過したものを対象に、千葉市産業振興財団と外部学識経験者で構成される審査会で、商品の「新規性・独自性・優位性」「市場性」「信頼性」について、専門家等の意見を伺います。なお、通過しなかったものは、「保留」扱いとなります。

※ 審査会で商品・申請内容についてプレゼンテーションをしていただき、質疑を行います。

⇒最終審査を通過したものは、「認定商品」となります。

### (3) 認定事業者の決定及び認定商品の公表【11月下旬】

・決定した認定事業者については、速やかに書面をもって通知します。

また、認定事業者の名称や新商品の名称等を千葉市ホームページ等で公表します。

### (4) 庁内へ購入希望の照会后一部商品の導入【原則令和6年4月～】

・認定商品の一部を千葉市の機関が試験的に導入します。

※令和5年度予算残額の範囲で令和5年度中に購入することもあります。

### (5) 千葉市によるPR

・認定商品について、認定商品 PR 動画・カタログの作成や見本市等への出展支援などを行い、広報・販路拡大を支援します。

### (6) 導入商品の評価【令和6年度中】

・千葉市の機関が導入した一部の認定商品について、導入課が有用性等の観点から評価し、評価結果を公表します。

## 9 申請書類及び申請方法

以下の申請書類を作成の上、直接持参又は郵送にて提出してください。

【令和5年7月31日（月）※必着】申請書類（①）は千葉市ホームページからダウンロードできます。（<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>）

※ ファックス、電子メールでは受付いたしません。

※ 申請者が「法人」の場合と「個人」の場合で、必要となる添付書類が異なります。

No	申請者	申請書類
①	共通	千葉市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第1号）
②	共通	直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書 （これらの書類がない場合にあつては、直近1年間の事業内容等を記載した書類）
③	共通	その他新商品の詳細がわかる資料【原則A4サイズ】 （パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
④	法人	登記事項証明書（3か月以内）
⑤	法人	本店（本社）が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書類第6号及び第10号様式の写し （これらの書類がない場合にあつては、市内に実質的な主たる事業所を有することがわかる書類） ※市内に実質的な主たる事業所を有していることを確認するために使用
⑥	個人	確定申告書の写し、個人事業の開業・廃止等届出書等、代表者、屋号、事業所所在地等が分かる資料

## 10 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

電話：043-245-5284 FAX：043-245-5590

E-mail：[sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)

※ 受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝日を除く）

## 11 留意事項

- (1) 千葉市が認定商品の購入を約束するものではありません。
- (2) 千葉市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- (3) 申請書に含まれる著作物等の著作権は千葉市に帰属しませんが、公表その他当事業に必要な用途に用いる場合には、千葉市はこれを無償で使用できることとします。
- (4) 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (5) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 千葉市は、当事業において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (7) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全などに関する責任は、当事業において認定した事業者が負うものとします。
- (8) 千葉市が発注する入札に参加するためには、原則として2年毎に作成する入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。当事業以外で、入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。  
詳しくは、千葉市ホームページを参照してください。

[https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/touroku\\_r010203.html](https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/touroku_r010203.html)

- (9) 公益財団法人千葉市産業振興財団では、コーディネーターによる事業計画の策定支援を行っています。相談をご希望の方は下記連絡先よりお問い合わせください。

**連絡先** 公益財団法人千葉市産業振興財団 電話：043-201-9506

## 12 認定の取消し

- (1) 特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合や認定基準に適合しなくなった場合、虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。
- (2) その他、実施要綱第12条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。

## 千葉県トライアル発注認定事業実施要綱

### (認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って事業を実施していない場合
- (2) 第6条(※)の規定による認定基準に適合しなくなった場合
- (3) 不正な手段により認定を受けた場合
- (4) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合
- (5) その他、市長が認定することがふさわしくないと認められる場合

### (認定基準)

第6条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 第2条、第3条及び第4条(※)の規定による内容に合致すること。
- (2) 第5条第1項各号(※)に掲げる事項が確実に実施しうるものであること。
- (3) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- (4) 実施計画が公序良俗に反する恐れがないこと。

※第2・3条(対象となる新製品・新役務)は、「6 対象となる製品・役務」(P4)を参照してください。

第4条(認定対象者)は、「7 認定対象者」(P6)を参照してください。

### (申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項について明らかにした計画(以下「実施計画」という。)を作成し、千葉県トライアル発注認定事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新製品又は新役務(以下「新商品等」という。)の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 株式会社裕星グループ

### 【認定商品名】

チタンアパタイトによる特殊光触媒施工と光触媒ウイルス除去シート

新型コロナウイルス感染予防対策としてチタンアパタイト光触媒施工及びウイルス除去シートを販売しております。

感染予防に関心の高い方は多く、幼児がいらっしゃるご家庭、老人ホームやケアセンター、病院等弱者を守る方々の為に普及させたく、施工工程や技術を研究し、現在取り組んでおります。

また、営業面におきましては、トライアル認定を受けて信用度が上がりお客様へのアプローチに大変貢献して頂いております。

当社としてはブームにあやかるつもりはございませんので、一件ずつ丁寧に受注させて頂き、価格も施工技術に関心をよせて頂いたお客様には特別価格をご提示しております。



光触媒施工の様子



光触媒ウイルス除去シート